

## 田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入する者に対し、田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることにより、自転車を利用する児童生徒等並びに高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車利用時における交通事故における被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 当該年度末までに7歳から18歳の年齢となる者のうち、田原市内に住所を有するもの
- (2) 高齢者 当該年度末までに65歳以上となる者のうち、田原市内に住所を有するもの
- (3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護するもの又は児童生徒等の親族で、社会通念上、児童生徒等を保護する責任があるもの
- (4) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造されたものをいう。

### (補助金の交付対象となるヘルメット)

第3条 補助金の交付対象となるヘルメットは、次の各号のいずれの要件も満たすヘルメットとする。

- (1) 新品のもの
- (2) 次のいずれかの認証等を受けたもの
  - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

- ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- エ ドイツ製品安全法が認める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒等及び高齢者とする。

- (1) 過去に補助金の適用を受けていないこと。
- (2) 田原市税を滞納していないこと。
- (3) 転売等を目的としてヘルメットを購入しないこと。
- (4) 田原市暴力団排除条例（平成23年田原市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 同一の補助対象経費に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) ヘルメット購入後に発生した事故について、田原市及び愛知県が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- (7) 前各号の条件に反することが補助金交付後に判明した場合、市に対して補助金を返還することについて了承すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の表に定める補助基準額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

補 助 基 準 額	補 助 限 度 額	補 助 対 象 経 費
補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	2,000円	ヘルメットの購入に要した費用として補助対象者が支払った費用

- 2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 3 第1項に規定する額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とす

る。

4 補助金の交付は、児童生徒等及び高齢者1人につきヘルメット1個、1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日の翌日から起算して2月を経過する日又は別に定める受付期日のいずれか早い日（以下「提出期限」という。）までに田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、申請書の提出期限を延長することができる。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続が完了したことを証する書類（ヘルメットを購入した店舗等が発行した領収書）の写し

(2) 補助対象者及び申請者の自動車運転免許証、健康保険証等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者が児童生徒等の場合であつて、当該児童生徒等の保護者が当該児童生徒等が着用するヘルメットの購入に要する費用を負担した場合にあつては、その保護者を申請者とする。

3 前項において事業の完了が確認できた場合は、申請書をもって実績報告書が提出されたものとみなす。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付を決定し、田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、前項の決定に条件を付することができるものとする。

3 補助金の額は、交付決定書を申請者に通知することにより、確定したものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添付し、速やかに田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金交付の決定の取消しを受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助額の返還を命ずるものとする。

（検査等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

田原市長 殿

住 所	〒 ー
フリガナ	
申請者氏名	
電話番号	( ) ー

田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

ヘルメットを着用する者		購入するヘルメット			
氏名	申請者との関係	メーカー	品名	価格	補助金交付申請額※
				円	円
生年月日		安全基準の認証に該当するマークに○を付けてください。			
年	月	日	SG マーク・JCF マーク・CE マーク・GS マーク CPSC マーク・( ) マーク		
氏名	申請者との関係	メーカー	品名	価格	補助金交付申請額※
				円	円
生年月日		安全基準の認証に該当するマークに○を付けてください。			
年	月	日	SG マーク・JCF マーク・CE マーク・GS マーク CPSC マーク・( ) マーク		

※ ヘルメットの購入価格×1/2 と上限額（2,000円）を比較して少ない額（10円未満切り捨て）

添付書類

- ヘルメットを購入した店舗等が発行した領収書の写し  
領収書は次の内容が記載されたもの
  - 申請者又はヘルメット着用者の氏名
  - 領収日
  - 領収金額（ヘルメット購入単価がわかるもの）
  - 購入相手方
  - 購入品名（「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの）
- ヘルメットを着用する者及び申請者の自動車運転免許証、健康保険証等の写し
- その他市長が必要と認める書類

（表面）

誓約事項（次の事項を確認後、□に✓を入れてください。）

申請に当たり、次のすべての事項について遵守することを誓約します。

- 一 過去に本補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）
- 二 市税の滞納をしていないこと。
- 三 転売を目的としてヘルメットを購入しないこと。
- 四 田原市暴力団排除条例（平成23年田原市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、田原市長が必要と認める場合には、田原市が警察へ照会することについて同意すること。
- 五 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 六 ヘルメット購入後に発生した事故等について、愛知県及び田原市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 七 ヘルメットの購入に関して、当該ヘルメット、店舗等の選定は、申請者自身が責任をもって行ったこと。
- 八 購入したヘルメットは新品であること。
- 九 本補助金の申請等に係る個人情報の取扱いについては、不正行為等の把握及び防止、データの分析、田原市の行う交通安全対策の目的に合致する施策の推進に必要な調査等のため、田原市が利用することに同意すること。
- 十 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳及び税務資料を閲覧することについて同意すること。
- 十一 前各号までの誓約事項に虚偽があった場合は、田原市に対して補助金を返還すること。

様式第2号（第7条関係）

田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日  
第 号

様

田原市長

令和 年 月 日付けで申請のあった田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付決定額

補助対象経費 金 円

補助金交付決定額 金 円

2 付帯条件

この補助金には、愛知県からの間接補助金の一部充当されています。

様式第3号（第8条関係）

田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金請求書

令和 年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所

氏名

田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、以下のとおり補助金の交付を請求します。

請求金額							
------	--	--	--	--	--	--	--

振 込 口 座	金融機関名		本・支店名	支店出張所
	預金種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	(フリガナ)			
	口座名義人			

※口座名義人は申請者と同一であるものに限りません。

※振込先の銀行名・支店名・口座番号のわかるもの（通帳等）の写しを添付してください。